

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の取扱いは、以下のとおりです。

①入札公告日、指名通知日が令和8年3月15日以降の工事

公共工事設計労務・資材単価表（適用基準日：080315）を適用します。

なお、公共工事設計労務・資材単価表は、技術管理課ウェブサイトに掲載する予定です。

②契約日が令和8年3月1日以降の工事のうち、

入札公告日、指名通知日が令和8年3月14日以前のもの

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、新単価による増額変更契約が可能です。

詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23455.html>

③契約日が令和8年2月28日以前の工事

インフレスライド条項（山口県工事請負契約書第25条6項）により、残工事（残工期が2ヶ月以上）に対して1%超分の増額変更契約が可能です。

詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>